

令和5年度

宝達志水町予算書

目 次

議案第2号	令和5年度宝達志水町一般会計予算	1
議案第3号	令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	11
議案第4号	令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算	17
議案第5号	令和5年度宝達志水町介護保険特別会計予算	23
議案第6号	令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算	29
議案第7号	令和5年度宝達志水町水道事業会計予算	35
議案第8号	令和5年度宝達志水町下水道事業会計予算	39
議案第9号	令和5年度宝達志水町病院事業会計予算	45

宝達志水町一般会計予算

議案第2号

令和5年度宝達志水町一般会計予算

令和5年度宝達志水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,659,463
	1 町民税	603,410
	2 固定資産税	961,733
	3 軽自動車税	43,520
	4 町たばこ税	50,000
2 地方譲与税		76,504
	1 地方揮発油譲与税	17,700
	2 自動車重量譲与税	49,000
	4 森林環境譲与税	9,804
3 利子割交付金		300
	1 利子割交付金	300
4 配当割交付金		12,100
	1 配当割交付金	12,100
5 株式等譲渡所得割交付金		9,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,400
6 法人事業税交付金		33,100
	1 法人事業税交付金	33,100
7 地方消費税交付金		323,900
	1 地方消費税交付金	323,900
8 ゴルフ場利用税交付金		33,400
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,400
9 環境性能割交付金		6,600
	1 環境性能割交付金	6,600
10 地方特例交付金		6,000
	1 地方特例交付金	5,500
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500
11 地方交付税		3,280,000
	1 地方交付税	3,280,000
12 交通安全対策特別交付金		1,200
	1 交通安全対策特別交付金	1,200
13 分担金及び負担金		62,535
	1 分担金	7,118
	2 負担金	55,417
14 使用料及び手数料		51,401
	1 使用料	32,810
	2 手数料	18,591
15 国庫支出金		954,447
	1 国庫負担金	338,836
	2 国庫補助金	613,158
	3 委託金	2,453

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
16 県支出金		379,275
	1 県負担金	208,973
	2 県補助金	144,349
	3 委託金	25,953
17 財産収入		41,290
	1 財産運用収入	10,134
	2 財産売払収入	31,156
18 寄附金		402,503
	1 寄附金	402,503
19 繰入金		613,230
	1 基金繰入金	613,230
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		86,551
	2 町預金利子	19
	3 貸付金元利収入	1,311
	4 雑入	75,592
	5 受託事業収入	9,629
	△ (延滞金・加算金及び過料)	0
22 町債		1,078,800
	1 町債	1,078,800
歳 入 合 計		9,112,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		108,308
	1 議会費	108,308
2 総務費		1,189,583
	1 総務管理費	983,726
	2 徴税費	116,289
	3 戸籍住民基本台帳費	81,795
	4 選挙費	6,216
	5 統計調査費	618
	6 監査委員費	939
3 民生費		1,799,623
	1 社会福祉費	1,026,988
	2 児童福祉費	772,635
4 衛生費		1,241,605
	1 保健衛生費	1,153,080
	2 清掃費	63,765
	3 上水道費	24,760
5 労働費		10,351
	1 労働諸費	10,351
6 農林水産業費		303,804
	1 農業費	268,422
	2 林業費	28,146
	3 水産業費	7,236
7 商工費		244,078
	1 商工費	244,078
8 土木費		1,497,299
	1 土木管理費	8,136
	2 道路橋りょう費	863,468
	3 河川費	2,329
	4 公園費	4,817
	5 下水道費	563,382
	6 住宅費	55,167
9 消防費		338,988
	1 消防費	338,988
10 教育費		1,530,350
	1 教育総務費	171,617
	2 小学校費	970,006
	3 中学校費	112,427
	4 社会教育費	172,613
	5 保健体育費	103,687
11 災害復旧費		8
	1 農林水産施設災害復旧費	6
	2 公共土木施設災害復旧費	2

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
12 公債費		828,003
	1 公債費	828,003
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		9,112,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
統合小学校改修事業及び放課後児童クラブ整備事業	令和6年度	569,329

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業債	7,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県営ほ場整備事業債	3,300			
県営老朽ため池整備事業債	2,000			
広域営農団地農道整備事業債	13,200			
林道整備事業債	4,800			
臨時財政対策債	37,000			
放課後児童クラブ整備事業債	3,700			
老人福祉センター整備事業債	9,600			
水道事業一般会計出資債	18,500			
羽咋病院施設整備債	13,600			
リサイクルセンター基幹改良事業債	12,900			
ごみ処理場建設事業債	34,900			
観光施設整備事業債	26,500			
道路橋りょう整備事業債	226,700			
除雪機械購入事業債	25,100			
体育施設整備事業債	18,000			
義務教育施設整備事業債	571,200			
過疎地域持続的発展特別事業債	50,700			
合 計	1,078,800			

宝達志水町国民健康保険特別会計予算

議案第3号

令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算

令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,479,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		202,503
	1 国民健康保険税	202,503
3 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
5 県支出金		1,154,746
	2 県補助金	1,154,745
	3 財政安定化基金交付金	1
6 繰入金		119,118
	1 他会計繰入金	89,880
	2 基金繰入金	29,238
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2,661
	1 加算金・延滞金及び過料	2,501
	2 預金利子	155
	3 雑入	5
9 町債		1
	2 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		1,479,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		19,827
	1 総務管理費	19,317
	2 徴税費	328
	3 運営協議会費	182
2 保険給付費		1,124,394
	1 療養諸費	963,920
	2 高額医療費	158,090
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	1,261
	5 葬祭費	1,000
	6 傷病手当金	103
3 国民健康保険事業費納付金		313,439
	1 医療給付費分	218,366
	2 後期高齢者支援金等分	74,356
	3 介護納付金分	20,717
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		18,223
	1 保健事業費	18,223
7 基金積立金		155
	1 基金積立金	155
9 諸支出金		1,061
	1 償還金及び還付加算金	1,061
10 繰出金		2,000
	1 繰出金	2,000
歳 出 合 計		1,479,100

宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号

令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ239,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		164,198
	1 後期高齢者医療保険料	164,198
2 繰入金		74,840
	1 一般会計繰入金	74,840
3 諸収入		101
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	100
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		239,140

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,387
	1 総務管理費	720
	2 徴収費	4,667
2 後期高齢者医療広域連合納付金		233,653
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	233,653
3 諸支出金		100
	1 償還金及び還付加算金	100
歳 出 合 計		239,140

宝達志水町介護保険特別会計予算

議案第5号

令和5年度宝達志水町介護保険特別会計予算

令和5年度宝達志水町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,865,777千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		361,733
	1 介護保険料	361,733
2 国庫支出金		435,199
	1 国庫負担金	316,296
	2 国庫補助金	118,903
3 支払基金交付金		481,406
	1 支払基金交付金	481,406
4 県支出金		264,791
	1 県負担金	251,405
	2 県補助金	13,386
5 繰入金		322,533
	1 一般会計繰入金	284,990
	2 基金繰入金	37,543
6 諸収入		12
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	3 雑入	11
7 財産収入		102
	1 財産運用収入	102
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,865,777

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,357
	1 総務管理費	24,382
	2 徴収費	4,781
	3 介護認定審査会費	7,194
2 保険給付費		1,746,778
	1 介護サービス等諸費	1,591,013
	2 介護予防サービス等諸費	33,065
	3 高額介護サービス等費	33,325
	4 高額医療合算介護サービス等費	8,248
	5 その他諸費	1,067
	6 特定入所者介護サービス等諸費	80,060
3 地域支援事業費		82,240
	2 包括的支援事業任意事業費	46,029
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	33,102
	4 一般介護予防事業費	3,051
	5 その他諸費	58
4 基金積立金		102
	1 基金積立金	102
5 諸支出金		300
	1 償還金及び還付加算金	300
歳 出 合 計		1,865,777

宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第6号

令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 利用料		38,600
	1 利用料	38,600
2 負担金		673
	1 負担金	673
3 財産収入		2,228
	1 財産収入	2,228
4 繰入金		50,124
	1 他会計繰入金	50,124
6 諸収入		1,054
	1 雑入	1,054
歳 入 合 計		92,679

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 ケーブルテレビ管理費		92,679
	1 ケーブルテレビ管理費	92,679
歳 出 合 計		92,679

宝達志水町水道事業会計予算

議案第7号

令和5年度宝達志水町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度宝達志水町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		4,600戸
(2) 年間総給水量		1,108,000 m ³
(3) 1日平均給水量		3,036 m ³
(4) 主な建設改良費	配水管布設替費	114,000千円
	配水設備改良費	2,200千円
	浄水施設改良費	12,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		306,049千円
第1項 営業収益		265,690千円
第2項 営業外収益		40,349千円
第3項 特別利益		10千円
支 出		
第1款 水道事業費用		292,021千円
第1項 営業費用		273,699千円
第2項 営業外費用		18,222千円
第3項 特別損失		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額120,991千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,709千円、当年度分損益勘定留保資金91,183千円、過年度未処分利益剰余金18,099千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		107,100千円
第1項 企業債		71,100千円
第2項 補助金		17,500千円
第4項 出資金		18,500千円
支 出		
第1款 資本的支出		228,091千円

第1項	建設改良費	128,872千円
第2項	企業債償還金	99,219千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設替費	千円 71,100	証書借入	5.0%以内 ただし、利率の見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,715千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営基盤強化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、24,759千円である。

2 下水道事業事務執行に要する経費として、下水道事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,010千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,150千円と定める。

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

宝達志水町下水道事業会計予算

議案第8号

令和5年度宝達志水町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度宝達志水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業

① 排水戸数	882戸
② 年間総処理水量	229,585 m ³
③ 一日平均処理水量	629 m ³
④ 主要建設改良事業 施設更新対策	21,500千円

(2) 公共下水道事業

① 排水戸数	2,977戸
② 年間総処理水量	771,610 m ³
③ 一日平均処理水量	2,114 m ³
④ 主要建設改良事業 管路及び施設更新対策	112,000千円

(3) 浄化槽事業

① 排水戸数	84戸
② 年間総処理水量	11,690 m ³
③ 一日平均処理水量	32 m ³
④ 主要建設改良事業 浄化槽設備工事	5,600千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		161,138千円
第1項 営業収益		51,529千円
第2項 営業外収益		109,608千円
第3項 特別利益		1千円
第2款 公共下水道事業収益		690,640千円
第1項 営業収益		176,981千円
第2項 営業外収益		513,658千円

第3項 特別利益	1千円
第3款 浄化槽事業収益	7,978千円
第1項 営業収益	2,197千円
第2項 営業外収益	5,779千円
第3項 特別利益	2千円
合計	859,756千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	169,579千円
第1項 営業費用	145,716千円
第2項 営業外費用	23,853千円
第3項 特別損失	10千円
第2款 公共下水道事業費用	556,900千円
第1項 営業費用	487,165千円
第2項 営業外費用	69,725千円
第3項 特別損失	10千円
第3款 浄化槽事業費用	7,063千円
第1項 営業費用	6,397千円
第2項 営業外費用	656千円
第3項 特別損失	10千円
合計	733,542千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額288,749千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,055千円、当年度分損益勘定留保資金262,483千円及び減債積立金20,211千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	98,736千円
第2項 補助金	12,400千円
第3項 企業債	46,500千円
第5項 他会計補助金	39,836千円
第2款 公共下水道事業資本的収入	393,177千円
第2項 補助金	53,000千円
第3項 企業債	237,400千円
第6項 他会計補助金	102,777千円

第3款 浄化槽事業資本的収入	5,997千円
第1項 受益者分担金	960千円
第6項 他会計補助金	5,037千円
合 計	497,910千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	150,144千円
第1項 建設改良費	21,500千円
第2項 企業債償還金	128,644千円
第2款 公共下水道事業資本的支出	628,145千円
第1項 建設改良費	117,310千円
第2項 企業債償還金	510,835千円
第3款 浄化槽事業資本的支出	8,370千円
第1項 建設改良費	5,600千円
第2項 企業債償還金	2,770千円
合 計	786,659千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 46,500	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
特定環境保全公共下水道事業	237,400		金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 21,367千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の経営基盤の安定化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、563,373千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち20,211千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 20,211千円

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

宝達志水町病院事業会計予算

議案第9号

令和5年度宝達志水町病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度宝達志水町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	43床、療養型病床	27床
(2) 年間入院患者数	一般病床	12,394人、療養型病床	9,417人
(3) 年間外来患者数		46,144人(うち介護保険	3,524人)
(4) 一日平均入院患者数			60人
(5) 一日平均外来患者数			172人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	1,240,320千円
第1項 医業収益	1,020,307千円
第2項 医業外収益	220,012千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 病院事業費用	1,400,692千円
第1項 医業費用	1,393,046千円
第2項 医業外費用	7,636千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,392千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額100千円、過年度分損益勘定留保資金42,292千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	82,638千円
第1項 企業債	13,200千円
第2項 繰入金	69,437千円
第3項 寄附金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	125,030千円
第1項 建設改良費	20,500千円
第2項 企業債償還金	96,530千円
第3項 長期貸付金	8,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器更新	13,200千円	証書借入	5.0%以内 ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	825,940千円
(2) 交際費	480千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、148,200千円と定める。

令和5年3月2日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

